

児童通所事業者各位

寝屋川市福祉部障害福祉課長

児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス
令和 3 年度報酬改定に係る個別サポート加算導入に関するお知らせ

平素は本市障害福祉施策にご尽力賜り、誠にありがとうございます。

厚生労働省より報酬改定等で示されたとおり、令和 3 年度より児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービスに個別サポート加算（Ⅰ）の導入に伴い、該当の有無の調査を実施いたしました。現在、サポート加算（Ⅰ）の該当となられた利用者のみ、別途決定通知書を送付させていただき、利用している事業所へ決定通知書を提出していただくように案内をしています。

尚、今回の調査は、これまで障害福祉課にて行った 5 領域 11 項目にて行ったものです。

今後、サービス更新時等に際して、厚労省が定める調査を行い、対象の有無の判定を行っていきます。調査は、保護者への聴き取りを原則としていますが、事業所における対象児童の状態について確認が必要となった場合に障害福祉課担当ケースワーカーより問い合わせを行うことがありますので、ご協力のほどお願いいたします。

尚、令和 3 年 5 月以降、順次サービスの更新の際に、通所受給者証へサポート加算該当の有無を記載していきますので、受給者証のご確認をお願いします。

本件は厚生労働省による障害福祉制度の運用に基づく対応によるものです。ご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先
寝屋川市福祉部 障害福祉課
寝屋川市池田西町 2 8 番 2 2 号
電話：072-824-1181
内線：3656・3660